

## 伊方原発運転差止訴訟 第6次原告募集

### 裁判官の心を揺さぶり勝利判決を

伊方原発の運転差止訴訟は、四国電力株式会社を被告として松山地裁に提訴した民事訴訟です。2011年12月8日の第1次訴訟から12年目になります。第5次訴訟までに、原告は1419名に達しました。「一日も早く裁判で原発をとめたい」と奮闘してきましたが、仮処分申立も間にはさみ、想定以上に長い期間を要しました。

本年4月、3名の裁判官全員が交代したことを機会に、私たちは、この3名の裁判体において伊方原発の運転差止判決を得ようとしています。運転差止判決を得るには、裁判官に原発の危険性を充分認識してもらい、「原発をとめなければ」との判断に至ってもらうことが必要です。

そのため、一つには、法廷内で四国電力の言い分を完全に打ち破ることが不可欠であり、これは「伊方原発をとめる弁護団」の奮闘によって、達成しようと確信しています。もう一つは、住民の願い、国民世論の強力な後押しがはっきりと見えることです。

こうした点を考慮し、私たちは第6次訴訟を決意し、原告募集を行うこととしました。1400人を超える原告に、さらに新たな原告が加わることで、運転差止を求める住民・国民の声の強さ・大きさを、裁判官に伝えたいのです。

### 締切は9月末日、提訴は10月20日に

すでに原告であるみなさまには、ぜひ友人・知人に応募をお勧めくださるよう切にお願い申し上げます。応募要領は右記のとおりです。全国どこからでも参加できます。

どうか、第6次訴訟の成功のため、お力をお貸しくださるよう重ねてお願い申し上げます。



第一次提訴(2011年12月8日)

### 1 応募に必要なもの

- 「委任状」および「承諾書」  
(用紙は「伊方原発をとめる会」ホームページからダウンロードできます。)
- 訴訟費用 1万円(送金先は8頁をご参照ください。)  
(全額弁護団にお渡しします。多くは裁判の印紙代となり、残額は弁護団の交通費等にあてます。弁護費用は無償で貢献いただいております。)

### 2 応募の目標及び締め切りなど

- 目標 50名の新規原告  
(国籍や年齢不問、未成年者は親権者の同意が必要)
- 締め切り 2022年9月30日(金) 必着  
(応募者に活動参加を義務化することはありません。また了解なく原告氏名を私たちが公表することはありません。なお、他の裁判所で伊方原発運転差止訴訟の原告となっている方は、原告になれません。)

目次	第6次原告募集	1
	キックオフ集会・記念講演	2
	第29回口頭弁論報告	3
	第12回定期総会・記念講演	4
	特重施設設計装設備不具合—四電交渉	5
	避難者訴訟最高裁判決に思う	6
	東電株主代表訴訟	7
	会計報告 これからの予定	8

## 伊方原発運転差止訴訟 第30回口頭弁論のご案内

9月29日(木)14時30分開廷 松山地方裁判所31号法廷

原告は13時、傍聴希望の方は13時30分、松山地裁ロビーにお越しください。

火山・避難計画についての再反論。原告お二人の意見陳述を予定。

※ 記者会見・報告集会 15時45分頃～ R-2番町ビル5階(松山市二番町4-5-2)

# 熱気にあふれた第6次訴訟のキックオフ集会

市川守弘弁護士



## 熱く語った市川守弘弁護士

7月18日、松山市の総合コミュニティセンター大会議室で、第6次提訴に向けたキックオフ集会を開催し、70名

が参加しました。

須藤昭男「とめる会」事務局長の開会挨拶の後に、札幌地裁で5月31日に北海道電力・泊原発の運転差止判決を勝ち取った、当時の弁護団長である市川守弘弁護士(旭川弁護士会)が登壇して記念講演。「こうして勝った泊原発訴訟—泊原発運転差止判決を受けて」と題して熱く語ってくださいました。また、講演後には、会場からの質問の一つひとつ丁寧に応答されました。

## 第6次提訴の訴え

中川創太弁護士事務局長が伊方裁判の現状を報告し、一人でも多くの傍聴をと訴えるとともに、第6次提訴への期待を表明しました。次いで「とめる会」の松浦秀人事務局次長が、最近の一連の原発訴訟の判決に触れながら、第6次訴訟の意義を力強く訴えました。続いて、原告に応募予定の塩川まゆみさんが決意表明。越智勇二事務局次長の閉会の挨拶で、熱気に包まれた集会は終了しました。

## 市川講演の要旨

### ① 泊訴訟の特徴

規制委員会で、北海道電力の設置変更申請が認められず、運転停止状態の中での訴訟(他の原発訴訟では規制委の認可済みのケースが大半)。

道内外の支援者約3,600人。道内のさまざまな会や道内の脱原発派のほとんどの人を巻き込んだ闘い。

### ② 訴訟上の争点

敷地内断層、地震・津波、火山の安全性、防災計画の適否など。

### ③ 審理の状況

訴訟は8年半過ぎていることから、規制委の審査中を理由とする北電の審理続行の要請を認めず結審。

### ④ 判決の内容

津波の危険性に着目し、その他の争点は「検討するまでもない」として運転停止を命じた。廃炉措置や使用済み核燃料の撤去などの請求は棄却。

### ⑤ 泊判決の影響

全国の原発訴訟では、規制委の適合性審査があるま

で判決をしないという「塩漬け訴訟」があるが、毅然として司法の独立を示した札幌地裁の判決が、塩漬け訴訟に大きなくさびを打ち込んだこと。

### ⑥ 泊原発訴訟—高裁での課題

30キロ圏外の住民を、過酷事故時の救済対象に含めず、また避難計画の対象にしていないこと。

使用済み核燃料の撤去先を、原告側も特定出来ないこと。

廃炉の要求をしたが、認められていない。カウの原子炉の危険性とは何か(誰も言及していない)。

### ⑦ 地球温暖化防止のため原発が必要との議論

そもそも「気候変動に関する国際連合枠組条約」に、温暖化による「自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼす恐れがあることを憂慮し」と明記されていて、自然生態系の保護に反する原発など、許されないことは自明。

### ⑧ 再エネ事業はすべて善か？

再エネ事業(大規模風車、メガソーラー)での山の切り崩しに起因する、土砂災害の危険性や低周波被害などの公害が発生、社会的弱者の地域に建設されていて、平等に反する。

### ⑨ 地域ごとのエネルギー、地産地消を

原発を含む大型発電事業でなく、地域住民がどうやって地域の電気を賄うのかを考え取り組んでいるドイツなどの事例をあげ、そうでないと弱い地域にしわ寄せがくる。

### ⑩ 最終処分場の問題

北海道では、寿都町(すつつちょう)と神恵内村(かもえないむら)が、核のゴミの受け入れを表明。一度受け入れると、その中で次の調査段階に移り、結局抜けられない(但し、核のゴミ搬入を禁じる北海道の条例が存在)。

「核のゴミは地層処分」とされているが、地下に埋めたら訳が分からなくなる危険性。果たして地層処分が良いのかの根本論議を。

いずれにしても、まずは、これ以上、核廃棄物を増やさないこと、そのためには原発を動かしてはならない。



キックオフ集会・記念講演(7月18日、コミセン)



# 伊方原発運転差止訴訟 第29回口頭弁論 新しい裁判官で判決を

6月21日、松山地方裁判所にて第29回口頭弁論が行われ、コロナによる席数抑制の撤廃で、原告席に30名が入廷しました。

## 弁護団から「弁論更新に際しての意見書」 因縁の法廷で原発裁判の経緯を振り返る

中川創太弁護団事務局長は、31号法廷が日本初の原発訴訟「伊方原発1号炉訴訟」が行われた場所であると指摘し、新任の3裁判官らに渾身の意見陳述を行いました。

そして、その訴訟での最高裁判決は原告住民を敗訴させたが「原子力災害が万が一にも起こらないように規制されるべき」と判示した。にもかかわらず、福島事故の発生を防げなかった司法の責任を問いました。

また、原発事故を二度と繰り返さぬとの決意のもとでの審理を、そして「原子力災害が万が一にも起こらないようにする」との原則に基づく安全対策が講じられているか否かを判断することを強く求め、この裁判体で判決を出すことを要請しました。

## 原告2人の意見陳述

### 福島出身の原告共同代表の叫び 福島を愛媛で繰り返してはならぬ

会津出身の須藤昭男さんは、50年前に教会設立のために牧師として松山に赴任。原発に違和感もなく暮らすも、福島原発事故に強い衝撃を受けました。そして「伊方原発をとめる会」の設立に参加。2016年の3号機運転差止仮処分申請でも「福島を繰り返すな」の想いのもと、申立人になりました。「伊方原発3号機はプルサーマル運転であり、しかもすぐ近くに活断層がある。このような危険な原発は一刻も早くとめなければならない」として、裁判長に「生きた司法判断を切に願います」と力強く訴えました。

### 第一次伊方訴訟の原告団長の言葉に打たれ また福祉施設の理事長としての不安

大野恭子さんは、1986年のチェルノブイリ原発事故や87年、88年の伊方原発2号炉の出力調整実験に衝撃を受けて、第1次伊方原発訴訟の傍聴に通う中で、原告団長の廣野房一さん（故人）の「子孫に禍を残してはいけない」との言葉に打たれたと語りました。

また障がい者支援施設の理事長として、西日本豪雨

の際に体験した障がい者避難の困難な状況や、松山市内の施設は原発から僅か50kmの距離なのに、30km圏内の避難者の受け入れ義務を負うという矛盾を語りました。

そして「伊方原発過酷事故前夜にいる」私たちが「原発のない社会」を作っていくために「司法は未来を守り人権を守る最後の砦」であって欲しいと訴えました。



第29回口頭弁論入廷行進（6/21）

## 「傍聴席をもっと埋め尽くして！」と弁護団

閉廷後の記者会見では、薦田伸夫弁護団長から今回の裁判官らに判決を書いてもらうべく、弁護団も全力投球でいくとの決意表明がありました。

また、中川弁護士からは法廷での弁論更新の概略が述べられました。両弁護士から「次回以降は、傍聴席を支援者で埋め尽くす努力をして欲しい」との強い要望がありました（この日の法廷では提訴後初めて傍聴席に空席がありました）。

記者からの質問で、5月の札幌地裁泊原発差止訴訟の住民勝訴、6月の避難者裁判最高裁判決（国の責任を否定）の伊方訴訟への影響を問われた薦田弁護士は直接的な影響はともかくとして、最高裁の三浦守判事の反対意見は、今の法制を踏まえて多数意見をあらゆる点で論破していると評価しました。

また、津波対策や避難計画について問われると、伊方原発は5000人が避難困難となる日本で最悪の原発なので、そのことも主張・立証していくと答えました。



報告集会

# 伊方原発の廃炉を求めて 第12回定期総会

5月29日、伊方原発をとめる会 第12回定期総会が、松山市男女共同参画推進センター（コムズ）で開催されました。

## 「原発は温暖化対策として有効なのか」 90名を越える聴衆 記念講演に耳を傾ける

講師の大島堅一さん（原子力市民委員会座長、龍谷大学政策学部教授）は、総会の前日に伊方地区を訪れて、初めて伊方原発と対峙されました。その第一印象は「佐田岬半島に張り付くように狭い敷地に建っていて、道路から丸見えで無防備すぎる」。



大島堅一さん

伊方原発の立地不適を語られて、講演が始まりました。

原発事故は、1) 被害が大きくて元に戻らない「不可逆性」、2) 被害や影響が不均等に発生する「同世代の不平等」、3) 世代を超えて被害が及ぶ「世代を超えた不平等」がある。よって原発は、倫理的に欠格であるとした上で、配布資料をもとに、(1) エネルギー政策と環境問題、(2) カーボンニュートラルに向けた政策動向、(3) 避けられない原子力発電の衰退、(4) 「再エネも、原子力も必要か？」、の4点を中心に分かりやすくお話いただきました。

原発を巡っては、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」や最近の原油高などに乗じて、再稼働や小型原子炉の開発などの動きが活発化してきています。大島さんは、独自の発電コスト試算の結果、「経済的観点からみれば、ほとんど全ての原発で、再稼働に合理性はない」と断じ、さらに「原子力とCO2排出削減」の関係については、世界123カ国の25年間のデータの統計分析によると、「原子力発電量の多さは、CO2排出の削減に影響を与えない」との結果が出ていることを紹介しました。

結論として、原子力発電は、事故や放射性廃棄物等、環境に破壊的な影響を与えるため、持続可能性に反し、気候変動対策に適さないと述べて、充実した1時間の講演を終えました。

参加者からは「分かりやすかった、良く理解できた」などの感想が寄せられ、記念講演は好評でした。

## 伊方原発運転差止訴訟の勝利に向けて 第6次提訴に取り組むことに

第12回定期総会は、議長にとめる会共同代表の中尾寛さん、幹事の渡邊典子さんを選出した後、中川創太弁護士（伊方原発をとめる弁護士事務局長）から、昨年の総会から1年間の裁判の経過説明があり、6月21日の第29回口頭弁論では、裁判官が3人とも人事異動となり、新しい裁判官と交代するため、今まで提出してきた大量の準備書面を系統的にまとめる作業をしていること、また、原告席・傍聴席とも入廷制限が大幅に緩和される見込みのため、大勢の原告・支援者の参加をお願いしたい、との強い要望がありました。

次に、和田宰事務局次長より経過報告、続いて事務局の奥田恭子さんより決算報告、監事の篠崎英代さんより会計監査報告があり、質疑討論を経てそれぞれ承認されました。

続いて、松浦秀人事務局次長より活動方針案、予算案、2022年度の役員案が提案されました。活動方針では、新たに第6次提訴に取り組むことが発議され、承認されました。また、拡大幹事会議にズーム（オンライン方式）を活用することで、南予・東予の方々にも積極的に役員になっていただくことができるようになりました。

また、福島原発事故避難者訴訟（愛媛訴訟）について、裁判を支える会の田淵紀子さんから、最高裁判所第二小法廷で5月16日、原告意見陳述が終わったこと、6月17日に最高裁の判決があることが報告されました。

最後に、越智勇二事務局次長の閉会の挨拶で、総会は終了しました。



第12回定期総会の記念講演（5月29日、コムズ）